

四日市市告示第132号

四日市市低入札価格調査実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市低入札価格調査実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市低入札価格調査実施要綱（平成20年四日市市告示第362号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(入札参加者への周知)</p> <p>第5条 市長は、対象工事の公告又は指名通知の際に、下記の事項を記載するものとする。</p> <p>(1) から (5) まで (略)</p> <p>(6) 調査基準価格を下回って契約する場合は、次の事項の適用があること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 専任の担当技術者1名を追加して定め工事現場に配置すること。</p> <p><u>建設工事に関連する測量、調査及び設計業務においては、管理技術者は専任で配置すること。</u></p> <p>ウ (略)</p>	<p>(入札参加者への周知)</p> <p>第5条 市長は、対象工事の公告又は指名通知の際に、下記の事項を記載するものとする。</p> <p>(1) から (5) まで (略)</p> <p>(6) 調査基準価格を下回って契約する場合は、次の事項の適用があること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 専任の担当技術者1名を追加して定め工事現場に配置すること。</p> <p>ウ (略)</p>
<p>(低入札価格調査の実施)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 落札候補者によりその価格によっ</p>	<p>(低入札価格調査の実施)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 落札候補者によりその価格によっ</p>

ては契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるか否かについて、次の各号の内容について事前調査を行う。

(1) 落札候補者から入札時に提出された工事費内訳書について、別表2『見積内訳書等の検討に係る判断基準について』の2. 基本的判断基準の(1)及び3. 見積内訳書の判断基準の(1)を満足していること。
建設工事に関連する測量、調査及び設計業務にあつては2. 基本的判断基準の(1)を満足していること。

(2) 前号を満足する落札候補者について、別表2『見積内訳書等の検討に係る判断基準について』の2. 基本的判断基準の(3)を満足していること。

なお、落札候補者から専任の担当技術者、建設工事に関連する測量、調査及び設計業務にあつては専任の管理技術者を配置することができない旨の申し出があつた場合は、この基準を満たさないものとして取り扱うこととする。

3 (略)

4 落札候補者が第2項各号の基準を満たしていると認めた場合、低入札調査マニュアルに基づき、次の各号の内容の調査を行う。

(1) (略)

(2) 手持ち工事(業務)の状況

ては契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるか否かについて、次の各号の内容について事前調査を行う。

(1) 落札候補者から入札時に提出された工事費内訳書について、別表2『見積内訳書等の検討に係る判断基準について』の2. 基本的判断基準の(1)及び3. 見積内訳書の判断基準の(1)を満足していること。

(2) 前号を満足する落札候補者について、別表2『見積内訳書等の検討に係る判断基準について』の2. 基本的判断基準の(3)を満足していること。

なお、落札候補者から専任の担当技術者を配置することができない旨の申し出があつた場合は、この基準を満たさないものとして取り扱うこととする。

3 (略)

4 落札候補者が第2項各号の基準を満たしていると認めた場合、低入札調査マニュアルに基づき、次の各号の内容の調査を行う。

(1) (略)

(2) 手持ち工事の状況

<p>(3) から (7) まで (略)</p> <p>(8) 過去に施行した公共工事 <u>(業務)</u> 名、発注者の状況</p> <p>(9) から (11) まで (略)</p> <p>(専任の担当技術者)</p> <p>第 11 条 (略)</p> <p>2 から 4 まで (略)</p> <p>5 <u>本条は建設工事に関連する測量、調査及び設計業務については適用しない。</u></p>	<p>(3) から (7) まで (略)</p> <p>(8) 過去に施行した公共工事名、発注者の状況</p> <p>(9) から (11) まで (略)</p> <p>(専任の担当技術者)</p> <p>第 11 条 (略)</p> <p>2 から 4 まで (略)</p>
--	--

改正後
<p>別表 1 調査基準価格の算定 (第 3 条関係)</p> <p>【建設工事】</p> <p>①一般土木工事</p> <p style="padding-left: 2em;">直接工事費×0.97+共通仮設費×0.97+現場管理費×0.9+一般管理費×<u>0.68</u></p> <p>②建築工事等・解体工事</p> <p style="padding-left: 2em;">直接工事費×90%×0.97+共通仮設費×0.97</p> <p style="padding-left: 4em;">+ (直接工事費×10%+現場管理費) ×0.9+一般管理費×<u>0.68</u></p> <p style="padding-left: 2em;">※建築工事に付随する設備工事は上記に準ずる。</p> <p>③鋼橋製作・架設工</p> <p style="padding-left: 2em;">直接工事費×0.97+ (間接労務費+共通仮設費) ×0.97</p> <p style="padding-left: 4em;">+ (工場管理費+現場管理費) ×0.9+一般管理費×<u>0.68</u></p> <p>④水管橋製作・架設工</p> <p style="padding-left: 2em;">直接製作費×0.97+間接労務費×0.97+ (工場管理費+設計技術費) ×0.9</p> <p style="padding-left: 4em;">+直接工事費×0.97+共通仮設費×0.97+ (現場管理費+据付間接費)</p> <p style="padding-left: 6em;">×0.9+一般管理費×<u>0.68</u></p> <p>⑤機械設備製作・据付工 (上水道機械設備工事・下水機械設備工事を除く)</p> <p style="padding-left: 2em;">(直接製作費+直接工事費) ×0.97+ (間接労務費+共通仮設費) ×0.97</p> <p style="padding-left: 4em;">+ (工場管理費+設計技術費+現場管理費+据付間接費) ×0.9</p>

+ 一般管理費 × 0.68

⑥ 電気・通信設備工事（上水道電気・下水電気・通信設備工事を除く）

機器単体費 × 0.907 + 直接工事費 × 0.97 + 共通仮設費 × 0.97
+（現場管理費 + 機器間接費） × 0.9 + 一般管理費 × 0.68

⑦ 上水道機械設備工事

機器費 × 0.907 + 直接工事費 × 0.97 + 共通仮設費 × 0.97
+（設計技術費 + 現場管理費 + 据付間接費） × 0.9 + 一般管理費 × 0.68

※機器費は管弁類・購入機器費とし、直接工事費は機器費を含まない。

⑧ 上水道電気工事

（機器費 + 製作原価） × 0.907 + 直接工事費 × 0.97 + 共通仮設費 × 0.97
+（現場管理費 + 据付間接費 + 設計技術費 + 指導員派遣費） × 0.9
+ 一般管理費 × 0.68

※機器費には購入機器費を含む。

⑨ 下水機械設備工事及び下水電気・通信設備工事

(a) 下水機械設備工事

機器費 × 0.907 + 直接工事費 × 0.97 + 共通仮設費 × 0.97
+（設計技術費 + 現場管理費 + 据付間接費） × 0.9 + 一般管理費 × 0.68

(b) 下水電気・通信設備工事

機器費 × 0.907 + 直接工事費 × 0.97 + 共通仮設費 × 0.97
+（設計技術費 + 現場管理費 + 据付間接費） × 0.9 + 一般管理費 × 0.68

※下水機械設備及び下水電気・通信設備工事の直接工事費の対象は、輸
送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費、仮設費とする。

（注1）から（注4）まで （略）

【測量調査設計業務】

① 測量業務（権利調査を含む）

直接測量費 + 諸経費 × 0.6

※諸経費 = 間接測量費 + 一般管理費等

② 設計業務・用地調査等業務

積算に技術経費の項目を計上しない場合

直接原価 + その他原価 + 一般管理費等 × 0.5

③設計業務・用地調査等業務

積算に技術経費の項目を計上する場合

直接業務費＋諸経費×0.6＋技術経費

※諸経費＝業務管理費＋一般管理費等

建築関係業務においては、直接業務費に特別経費の額を含むものとする。

④地質調査業務

純調査費＋諸経費×0.5＋解析等調査業務費×0.8

※純調査費＝直接調査費＋間接調査費

諸経費＝業務管理費＋一般管理費等

(注) 複数の諸経費体系で構成された業務を発注する場合は、各々(①、②、③及び④)の業務ごとに端数処理(1万円未満切り捨て)を行った最低限必要な費用を合算した金額を調査基準価格とする。なお、ここでいう諸経費体系で構成された業務とは、上記①、②、③、④の業務が合算された業務のことであり、②、③の中で併記された設計業務・用地調査等業務は、同一諸経費体系とみなす。また、予定価格(税抜)の9.2/10～7.5/10の範囲で行う端数処理は、最低限必要な費用を合算した後に行うこととする。

別表2 見積内訳等の検討に係る判断基準について

1. 判断基準の適用について

(1) 2. 基本的判断基準の(1)又は3. 見積内訳書の判断基準の(1)を満足しない場合は失格とする。

建設工事に関連する測量、調査及び設計業務にあつては2. 基本的判断基準の(1)を満足しない場合は失格とする。

(2) (略)

2. 基本的判断基準

(1) 及び(2) (略)

(3) 専任の担当技術者を配置できることが確認できること。なお、専任の担当技術者、建設工事に関連する測量、調査及び設計業務にあつては専任の管理技術者を配置することができない旨の申し出があつた場合は、この基準を満たさないものとして取り扱うこととし、必ず書面によりその旨を申し出させることとする。

(4) 及び(5) (略)

(6) 下請業者からの見積もりが適正に反映され、工事(業務)の手抜き、下請業者へのしわ寄せの恐れがないこと、直接工事費や現場管理費等に従業員手当等が適正に計上され、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながる恐れがないこと。

(7) 工事(業務)の確実な履行を確保するため、企業の健全な経営に悪影響を及ぼす見積もり（赤字を前提とした見積もり等）でないこと。

(8) (略)

別表3 失格基準価格の算定（第4条関係）

【建設工事】

① (略)

② 建築工事等・解体工事

$$\text{直接工事費} \times 0.935 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.55$$

※建築工事に付随する設備工事は上記に準ずる。

③から⑨まで (略)

(注1) から (注4) まで (略)

【測量調査設計業務】

$$\text{調査基準価格} \times 0.98$$

改正前

別表1 調査基準価格の算定（第3条関係）

① 一般土木工事

$$\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.65$$

② 建築工事等・解体工事

$$\text{直接工事費} \times 90\% \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97$$

$$+ (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.65$$

※建築工事に付随する設備工事は上記に準ずる。

③ 鋼橋製作・架設工

$$\text{直接工事費} \times 0.97 + (\text{間接労務費} + \text{共通仮設費}) \times 0.97$$

$$+ (\text{工場管理費} + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.65$$

④ 水管橋製作・架設工

直接製作費×0.97+間接労務費×0.97+（工場管理費+設計技術費）×0.9
+直接工事費×0.97+共通仮設費×0.97+（現場管理費+据付間接費）
×0.9+一般管理費×0.65

⑤機械設備製作・据付工（上水道機械設備工事・下水機械設備工事を除く）
（直接製作費+直接工事費）×0.97+（間接労務費+共通仮設費）×0.97
+（工場管理費+設計技術費+現場管理費+据付間接費）×0.9
+一般管理費×0.65

⑥電気・通信設備工事（上水道電気・下水電気・通信設備工事を除く）
機器単体費×0.907+直接工事費×0.97+共通仮設費×0.97
+（現場管理費+機器間接費）×0.9+一般管理費×0.65

⑦上水道機械設備工事
機器費×0.907+直接工事費×0.97+共通仮設費×0.97
+（設計技術費+現場管理費+据付間接費）×0.9+一般管理費×0.65
※機器費は管弁類・購入機器費とし、直接工事費は機器費を含まない。

⑧上水道電気工事
（機器費+製作原価）×0.907+直接工事費×0.97+共通仮設費×0.97
+（現場管理費+据付間接費+設計技術費+指導員派遣費）×0.9
+一般管理費×0.65

※機器費には購入機器費を含む。

⑨下水機械設備工事及び下水電気・通信設備工事

(a)下水機械設備工事

機器費×0.907+直接工事費×0.97+共通仮設費×0.97
+（設計技術費+現場管理費+据付間接費）×0.9+一般管理費×0.65

(b)下水電気・通信設備工事

機器費×0.907+直接工事費×0.97+共通仮設費×0.97
+（設計技術費+現場管理費+据付間接費）×0.9+一般管理費×0.65

※下水機械設備及び下水電気・通信設備工事の直接工事費の対象は、輸
送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費、仮設費とする。

（注1）から（注4）まで （略）

別表2 見積内訳等の検討に係る判断基準について

1. 判断基準の適用について

(1) 2. 基本的判断基準の(1)又は3. 見積内訳書の判断基準の(1)を満足しない場合は失格とする。

(2) (略)

2. 基本的判断基準

(1) 及び (2) (略)

(3) 専任の担当技術者を配置できることが確認できること。なお、専任の担当技術者を配置することができない旨の申し出があった場合は、この基準を満たさないものとして取り扱うこととし、必ず書面によりその旨を申し出させることとする。

(4) 及び (5) (略)

(6) 下請業者からの見積もりが適正に反映され、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せの恐れがないこと、直接工事費や現場管理費に従業員手当等が適正に計上され、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながる恐れがないこと。

(7) 工事の確実な履行を確保するため、企業の健全な経営に悪影響を及ぼす見積もり(赤字を前提とした見積もり等)でないこと。

(8) (略)

別表3 失格基準価格の算定(第4条関係)

① (略)

② 建築工事等・解体工事

直接工事費×90%×0.95+共通仮設費×0.9

+ (直接工事費×10%+現場管理費)×0.8+一般管理費×0.55

※建築工事に付随する設備工事は上記に準ずる。

③から⑨まで (略)

(注1) から (注4) まで (略)

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以降に公告する工事等に適用する。

(総務部調達契約課)